

第3章 兼業深化地帯における受託者形成と 地域農業生産構造の再編

——愛知県岡崎市六ツ美地域——

はじめに

1. 地域概況
2. 兼業の深化と農作業、農業経営の受委託の展開 — 昭和40年代～
3. 「一匹狼」的受託者の組織化 — 昭和50年代
 - (1) 受託者の「一匹狼」的展開と組織化
 - (2) 六ツ美富農受託部会員の現況
4. 競争的受委託関係による借入水田の分散状態

- (1) 借入水田（利用権設定）の分散状態
- (2) 自作地と経営受託地の分散事例
5. 農地利用の地域的組織化——昭和60年代
 - (1) 集団転作の開始
 - (2) 農協営農受託部会員による転作団地の受託体制
6. コシヒカリ団地の形成と地域的な農地利用体制の整備
おわりに

はじめに

現在の農業の担い手問題は、構造再編期の問題としてあらわれており、戦後自作農体制そのものとその下での零細分散錯雑状態での水田利用の在り方が根本的に問われている。

担い手の一形態である農作業、農業経営の受託者の、この構造再編期における問題視点としては、①受委託の属人的な関係からの整理と農地の地域的な合理的な利用における②属地的な関係からの整理の両視点からの検討が求められている。しかもその属人的関係と属地的関係を再調整して、新たな地域農業生産構造へと再編しなおす問題としてすでに具体的に課題提起されている。新たな地域農業生産システムの形成の問題が現実の課題として提起されているのである。

本稿ではこのような視点から、農作業、農業経営の受託者が形成され、そして組織化され、しかもその受託者を担い手として地域の農地の集団的な利用秩序関係を形成しつつある過程をトレースすることにする。そのことによって、農業の担い手の問題を地域農業構造の再編の問題として検討することにする。

事例としては、自動車関連を中心とする西三河内陸工業地帯における兼業深化の著しい、したがって農作業、農業経営の受委託が展開している愛知県の岡崎市六ツ美地域を取り上げる。

1. 地域概況

岡崎市は西三河地域の中核都市であり、矢作川が市の西部を北から南に貫流しており、自動車産業を中心とする西三河内陸工業地帯の中心地として人口31万人を擁しており（平成2年）、年々5千人近い増加をみえてきた。農家率は5.6%、農家人口率は8.6%と低い。

市の工業製品出荷額等は1兆800億円（平成元年度）、商業の年間商品販売額は8,600億円（63年度）であるのに対して、農業生産額は89億にしかすぎない（平成3年度）。農家数は5,224戸のうち専業農家はわずかに142戸で2.7%にすぎないとともに第2種兼業農家が93%を占める典型的な兼業深化地帯の都市近郊型の農業である（平成2年）。

六ツ美地域は、市の南西部に位置しており、矢作川左岸の旧六ツ美町である。昭和37年10月に岡崎市に合併し、農協は平成2年4月に

合併した。矢作川による沖積平坦地で、岡崎市の代表的な水田地帯を形成しており、新幹線がこの水田地帯を横切っている。

2. 兼業の深化と農作業、農業経営の受委託の展開－昭和40年代～

岡崎市の六ツ美地域も、第1表のように昭和25年時点では専業農家が6割強を占めており、兼業農家率は37%にすぎなかった。それがその後、急速に兼業化が進み35年には79%にまで高まり、その後は、第1種兼業農家数

は30年代後半にも増加したが、40年代に入ると減少に転じ、第2種兼業農家数はその後も増加を続けて50年代に入って減少に転じた。

他方、農家数は25～35年は30戸程度の増加をみたが、その後は一貫して減少しており、35～45年が約30戸、45～55年が約50戸の減少をみた。さらに55～60年になると約80戸、60～平成2年になると100戸と減少戸数を増加させた。第2種兼業農家の世帯主の兼業先は恒常的勤務が80%、家としての主な兼業種類別では実に96%を占めており、安定兼業化している。

それでは、この兼業の深化と農作業の受委託の展開の過程を時期別にみておくところのようである。

① 昭和40年代：部分農作業委託の展開

旧六ツ美町でも、昭和40年代前半には第1種兼業農家数が増加から減少に転ずるとともに第2種兼業農家数が急増して、45年には第2種兼業農家数が第1種兼業農家数を上回った。40年代はじめには共同防除が開始され、その他の作業でも委託農家数が増加した（第2表）。

45年には耕起で38%、代かきで31%、刈り取り・脱穀作業で12%の農家が委託するようになった。40年代後半になると、第2種兼業農家がさらに増加して50年には80%を占めるまでになり、耕起作業、刈り取り・脱穀作業では委託面積が約2倍にまで増加し、農作業の委託化がより一層進んだ。

② 昭和50年代：部分作業委託から体系的作業委託への展開

50年代に入ると前半に第2種兼業農家数の減少が止まり、後半の農家数の減少への転換期となるとともに農協が51～52年に育苗施設、カントリーエレベーターを建設したことから田植え、刈り取り・脱穀作業の委託面積が増加した。他方、耕起作業は委託農家数700戸、300haで頭打ちとなり、耕起～脱穀、育苗～脱穀などの体系的な作業委託へと移った。50

第1表 農家数、耕地面積の推移
(六ツ美地域)

(八) 关地域

(単位：戸、ha)

		総戸数	専業 農家	兼業農家	
				第1種	第2種
農 家 戸 数	1950(25)	1,492	933	387	172
	60(35)	1,526	328	739	459
	65(40)	1,490	140	762	588
	70(45)	1,461	82	424	955
	75(50)	1,412	73	207	1,132
	80(55)	1,363	61	176	1,126
	85(60)	1,284	58	115	1,111
90(平2)		1,184	30	53	1,101
		総面積	田	畑	樹園地
耕 地 面 積	1950(25)	1,126	839	238	50
	60(35)	1,138	871	245	22
	70(45)	1,048	814	219	3
	80(55)	922	738	182	3
	90(平2)	837	675	158	3

注(1) 農業センサス結果より作成。()は昭和年号。

(2) 六ツ美町は昭和37年10月に岡崎市に合併した。

第2表 農作業をよそに請け負わせた農家数と面積の推移
(六ツ美地域)

(単位: 戸、ha、%)

		1970 (昭45)		1975 (50)		1980 (55)		1985 (60)		1990 (平2)
請け負わせ農家割合		45.3		58.6		86.3		98.2		93.1
育 苗	戸 数					314		459		533
	面 積					125	↑	152	→	167
耕 起	戸 数	546		719		679		672		534
	面 積	176	↑	295	↓	257	↓	218	↓	159
代 か き	戸 数	448		423		496		601		
	面 積	127	→	131	↑	163	↑	189		
田 植	戸 数	23		122		214		296		387
	面 積	6		37	↑	64	→	77	↑	107
防 除	戸 数			73		788		1,205		462
	面 積			30	↑	369	↑	570		181
刈 取 り・ 脱 穀	戸 数	177		443		786		839		726
	面 積	60	↑	147	↑	285	→	291	↓	252
乾燥・調整	戸 数									982
	面 積									399
耕 起 ～ 脱 穀						128	↑	272	↓	230
育 苗 ～ 脱 穀						94	↑	237	→	219
借入耕地の あ る	農家数	569		407		304		206		187
	面 積	80		63		66		64		134
	(田)			52	→	60	→	58	↑	125
貸 付 地 の あ る	農家数					246		262		370
	面 積					50		71		103
	(田)					41	↑	60	↑	94

注(1) 農業センサス結果から作成。

(2) 請け負わせ農家割合の1970年は収獲農家に対する割合。耕起～脱穀、育苗～脱穀は農家戸数。

年代後半になると農家数の減少と言う新たな分解段階に入り、農作業の委託面積は引き続き増加するとともに刈り取り・脱穀作業が800戸、300haで頭打ちとなり、体系的な作業委託へと移った。

③ 昭和60年代：農地の賃貸借への展開

60年代に入ると、部分作業の委託から体系的な委託への傾向をより一層強めるとともに水田の賃貸借面積が100～120haへと急増して、新たな受委託の展開段階を迎えた。他方、農家の減少戸数も増加して農地の移動による流動化がみられるようになった。

それでは、現在の貸付耕地と借入耕地のある農家数を経営耕地規模別にみておくと第3表のようであり、「貸付耕地のある農家」の

第3表 経営耕地規模別の貸付耕地、
借入耕地のある農家数
(田)

(単位：戸、a)

	貸付耕地のある		借入耕地のある	
	農家数	面積	農家数	面積
総 数	338	9,378	156	12,548
自給的農家	127	3,881	18	203
販売農家	211	5,497	138	12,345
例外規定	2	87	—	—
0.3～0.5	69	1,887	27	352
0.5～1.0	95	2,292	55	739
1.0～1.5	37	933	22	393
1.5～2.0	7	228	15	485
2.0～2.5	—	—	5	340
2.5～3.0	1	70	2	400
3.0～3.5	—	—	1	260
3.5～4.0	—	—	—	—
4.0～5.0	—	—	3	940
5.0ha以上	—	—	8	8,436

注：1990年農業センサス結果より作成。

貸付耕地面積は94haで、うち自給的農家が39haで41%、農家数で38%とそれぞれ約4割を占めている。これに販売農家の1.0ha未満層を加えると貸付耕地面積の87%を占めている。

他方、「借入耕地のある農家」を経営耕地規模別にみると、4.0ha以上の11戸が借入総耕地面積125haのうちの実に76%、5.0ha以上の8戸が68%を占めており、農家の両極への分化がかなり進んでいることがわかる。

このように、六ツ美地域の農家は兼業の深化によって両極への分化がかなり進んでおり、農作業、農業経営の受委託が展開しているとともに地域構造的にその関係が形成されていることが指摘される⁽¹⁾。

3. 「一匹狼」的受託者の組織化 — 昭和50年代 —

(1) 受託者の「一匹狼」的展開と組織化

昭和31年に隣接している安城市で開始された集団栽培が普及して、旧六ツ美町でも昭和30年代前半に集団栽培と共同防除が実施された（共同防除実施集落数、水陸稲で30集落、1960年）⁽²⁾。

昭和40年頃になると六ツ美町にもトラクターが個人で3台程導入されたり、隣接する西尾市から賃耕業者が入るようになった（第4表）。当時は、基盤整備跡地の表面処理などで六ツ美のトラクター所有者も安城市や渥美半島の開拓地（畑）にまで賃作業に出た。このように「一匹狼」的に自ら委託者を開拓して、その後の六ツ美地域の受委託関係を形成した。そして40年代後半には5人程が減反による農協の保全管理作業を受託した。

昭和50年代に入ると、農協が51年に育苗施設(100ha)を、52年にントリーエレベーター(3,000t)を建設したことから、それらの利用・運営と関連してコンバインを所有する受託者の組織化が図られた（5～6人）。農業機械銀行が、国の補助事業の農業機械作業広域調整促進事業によって57年度に六ツ美農協に設立され、それまでの農作業の受託者を中心にして12名の受託者によって発足した。

愛知県農協中央会は、49年2月に「愛知農

第4表 六ツ美農協農業機械銀行と営農受託部会の設立

(単位：人)

年　・　月	部会員数	備　　考
(昭和41年)		旧碧海郡六ツ美町管内4農協合併 (農作業の受委託の幹旋を実施)
(49年2月)	2	(愛知農業機械技能者協会設立) (愛知県農協中央会、個人加入方式)
(51年)		(育苗施設建設)
(52年)		(カントリーエレベーター建設)
(56年8月)		(岡額農業機械技能者協議会設立)
57年	12	六ツ美農協農業機械銀行設立
58年6月	3	
(58年7月)		(愛知県農業機械技能者協会に名称変更) (農協受託部会加入方式に変更)
58年8月	16	六ツ美農協営農受託部会発足
58年11月	13	
59年3月	13	
62年4月	13	
平成2年		岡崎市4農協合併
3年8月		岡崎市農協営農受託部会設立
4年4月	(50)	岡崎市農協営農受託部会
東　部支部	12	東　部地域
葵　支部	11	葵　地域
矢　作支部	11	矢　作地域
六ツ美支部	16	六ツ美地域

注. 岡崎市『おかざきの農林業』、愛知県農業機械技能者協会『会報』等より作成。

業機械技能者協会」を設立して、農作業および農業経営の受託者の組織化を受託者個人の直接加入方式によって図った。そして55年度からはこの個人加入方式を各農協に受託部会を設けて加入させる方式に変更し、農協中央会は各農協の連絡協議会の事務局とする体制へと組織体制の再編を図った。そして58年7月に組織変更がなされ、個人の直接加入方式から各農協の営農受託部会に加入する方式に変更された⁽³⁾。

このように、愛知県農協中央会では受託者を農協とより一体的に結び付けて組織化し、農用地利用増進事業の利用権の設定者としてオペレーターを掌握するとともに育成するため、また農協を中心とする地域農業生産の組織化を図るために受託者の組織化を図ってきた。それにもなあって、岡崎・額田郡地区の岡額農業機械技能者協議会が56年8月に設立され、六ツ美農協では、受託者の要望と農協の意向とによって六ツ美農協受託部会を、前

福岡町、井内田町、下合欽木町、上三ツ木町、下三ツ木町、安藤町、正名町が各1名となっており、地域的にかなり片寄っている（後掲第3図参照）。

現在の担い手の年齢層は、第5表のように主に50歳代層であり、16人中12人と大部分を占めている（平成4年現在）。これらの人達は昭和2ケタの前半の生まれの世代で、就農した時期が昭和30年代のはじめで、農業経験も30年以上と長く、まさしく戦後の日本農業の新たな生産力を担ってきた人達である。そ

して同世代層として前述のように互いに競い合って受託作業量を拡大してきた人達であり、地域の農業を担ってきた人達である。

このように、現在の受託者はその労働年齢のピークをすでに過ぎており、現状の受託体制では今後5年間位しか維持できないであろうと言われている。後継者の年齢層はほぼ20代で、就職して職業も固定化した年齢層である。後継者で世帯交代あるいは就農している農家は5戸に止まっており、今後補充されても半数～10戸程度の農家に止まるであろうと

第5表 受託部会員の概況

（単位：ha、台）

	経営主	後継者		自作地		経営面積		作業受託面積				農業機械			
	年齢	年齢	備考	田	畑	水稲	転作	耕起	田植	収穫	乾燥	トラクター	田植	コンバイン	乾燥機
①	55	29	会社員	2.6	0.4	4.5	20	20	0.4	3		2	1	1	有
②	57	25	会社員	1.6	0.5	9	12	8	2	13		3	1	2	無
③	45		(独身)	1.5	0.2	5	11	3	2			2	1	2	無
④	54	34	会社員	1.5	0.1	4	12	2	1	6	3	2	1	1	有
⑤	44			1.5		15	11	20	5	20	7.5	3	1	2	有
⑥	54	21	就農予定	1.4	0.2	3.5	8	1.5	1.2	2	1	2	1	2	有
⑦	38		5年前就農	1.3	1.2	0.6	10	5	5	5		3	1	1	有
⑧	59	31	会社員	1.2	0.2	1.3	6.5		1.2			1	1	1	無
⑨	57	27	会社員	1.0	0.2	12	12	10	1	20	10	4	1	2	有
⑩	54	25	平4就農	1.0		7.5	14	10	5	15	18	3	1	2	有
⑪	59	35	会社員	0.9	0	2	4			2		1	1	1	無
⑫	58	28	就農	0.8	0.2	3.7	12.8	3.5	4.5	5.5	6.0	2	2	2	有
⑬	62	33	会社員	0.7	0.1	2	12	1	1	10		2	1	1	無
⑭	52	24	3年前就農	0.6	0.5	3	6	6	1	10	6	2	1	1	有
⑮	59	30	就農	0.5	0.1	15	12	30	5	25	6.5	4	1	3	有
⑯	51	25	会社員	0.5	0.1	3.5	11	2	2	5	5	2	1	1	有
				18.5	4.0	91.6	174.3	122	35.3	143.5	63				

注(1) 受託者部会名簿、聞き取り調査、その他資料から作成。

(2) 年齢は平成4年現在。自作地、農業機械は平成元年現在。経営面積、作業受託面積は平成元年8月現在。

みられている。

後継者の就農状態をみると、70歳代層の高齢農家あるいは死亡等で世代交代した3戸が30歳代と40歳代であり（③、⑤、⑦）、50歳代層でも世代交代が進んできており後継者4人がすでに就農、1人が就農予定となっている。これら農家は、すでに受託経営規模が比較的大きいか、受託による経営規模の拡大を希望する農家または基盤整備によって規模拡大の可能性が出来てきたと判断している農家のようなものである（県農大からの新規、ダンプ運転手、サラリーマンなどから）。このように、就農を促進するためにはより一層地域の条件の整備をする必要があり、六ツ美地域として農業生産体制を整える必要のある段階にきている。

受託部会員は、自作地が1戸平均水田1.2ha、畑0.3haにすぎず、主に受託によって経営規模を拡大してきた。経営受託は1戸平均4.8haであるが（ $(91.6-18.5)/16$ ）、かなりの幅があり、転作は後述のように集団転作の受託であることから11ha前後と平均化している。作業受託は平均で延べ23haとなっているが、1～66haとかなりの幅があるとともに20

ha以上を受託しているのは6戸にすぎない。しかも経営受託面積の大きい農家に多く、経営の意向が明確にあらわれている。

受託部会員の1人当たりの経営規模と農作業受託実績の推移は第6表のごとくであり、平成3年で水稻が7.8ha、部分作業が延べで21.2ha、転作の小麦が13.1ha、麦の裏作の大豆が6.8haとかなり拡大してきた。しかし稲作関係では現在の作業量がほぼ限界と言われており、今後は基盤整備などの条件整備が必要とされており、現在実施中である。

受託は、農作業の受託から経営の受託へと移ってきており、それにともなって農業の経営計画が立て易くなり、借地10ha+部分作業受託20ha+転作10haの経営が、現在では作業のバランス上でも良く、また年間農作業があることによって気持ちの上でも安心感が持てると言われている。

農業機械は一貫体系化しており、しかもトラクターが2～3台と作業別に専用化しており、田植機が1台、コンバインが1～2台、乾燥機も7割の受託者が装備しているなど、個別完結型の重装備となっている。

第6表 受託部会員の経営規模と農作業受託実績推移
(1戸当たり平均)

(単位: ha)

	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成3年	平成6年
水 稻	4.6	5.7	7.5	7.8	13
作業受託	16.9	18.6	20.5	21.2	35
耕起	6.8	7.6	8.8		
田植	1.8	2.1	2.3		
収穫	8.1	8.9	9.4		
麦	7.2	11.3	11	13.1	12
大 豆		5.2	4.1	6.8	7

注(1) 昭和62年は日本農業賞推薦書より作成（麦は麦・大豆の面積）。

昭和63年～平成3年は愛知県岡崎農業改良普及所資料より引用。

(2) 平成6年は水田作の自立農家の3年先（平成4年設定）の経営目標規模である。

4. 競争的受委託関係による借入水田の分散状態

(1) 借入水田（利用権設定）の分散状態

六ツ美地域は、水田地帯として前述のように受託者が比較的早くから個別的に農作業の委託者を開拓して、いわゆる「一匹狼」的に受託作業量を拡大してきた地域である。したがって、早期から活動してきた受託者程、受託圃場が分散しているとともに条件的には比較的良好な圃場を確保していると言われている。そしてこのような個別相対による分散的な受委託関係が現在も水田の農作業、賃貸借関係の基本として引き継がれてきている。

六ツ美地域での水田の賃貸借面積は（平成2年）、前掲第2表のように貸付けで94ha、借入で125haとなっているが、営農受託部会員の借入水田面積は、前掲第6表から平成元年度を逆算してみると1戸平均では6.3haであることから（水稻7.5ha－自作地1.2ha〈前掲第5表〉）、この16戸分では101haとなり、約8割を占めることになる。

1集落平均の水田の賃貸面積は3～4haにすぎないことから、その賃貸をめぐって広域化、分散化することになる。そこでこの借入水田の分散状態をみると第7表のごとくであり、D、E農家のように同一集落内に他の部会員が居なくてしかも借入面積も少ない場合には約90%が地元集落内からとなっているが、借入面積が多くなるにしたがって地元集落内割合はFの49%、Gの24%というように低くなっている。

他方、上青野集落のように同一集落内に複数の部会員が居るような場合にも（後掲第3図参照）、それぞれの部会員の地元集落内割合が低いとともに借入面積が多くなるにしたがって他集落からの借入面積割合が急速に高まっており、しかも多くの集落からの分散した借入となっている。これを、集落の入作状

態によってみると、六ツ美地域の総農業集落数（センサス）は31であるが、このうち入作のある集落数が29と多いとともに入作面積割合が2割以上の集落が7と集落数の23%を占めている。

(2) 自作地と経営受託地の分散事例

前述の受託圃場の分散状態を個別農家の具体的な事例によってみると第2図のごとくである（前掲第7表のD農家、ただし自作地と個人相対を含む）。同一集落内に競合する受託者がいないことから比較的まとまっていると言われているが、同一集落内でみてもかなり分散していることがわかる。図示した圃場だけでも120筆あり、これが58団地（ただし図の通し番号）に分かれており、1団地平均では2.1筆である。10a以上区画の圃場は43筆で全体の3分の1強にすぎず、3分の2が10a未満である。基本としては10a区画に整備されているが、それが分筆されていたり、一部未整備地区を含んでいることから小規模圃場をかかえているのである。

矢作川沿岸のこの平坦地域は、明治末期から昭和30年代にかけて10a圃場に区画整理されてきたが、最近の農業機械の大型化にともなってそれら圃場の再整備が必要となり、六ツ美西部地区では話し合いが持たれ、平成元年度から8年度にかけて238haが県営圃場整備事業によって再整備されることになり、またそれと平行して県営排水対策特別事業も実施されることになり、目下実施中である。

農業機械銀行の設立によって、農作業の受委託の仲介・斡旋が実施されてきたことから、受託圃場の地域的な調整も図られてきた。しかし稲作では基本的には以前からの個別相対の受委託関係がそのままに継続されてきているとともに機械銀行による斡旋作業量が必ずしも多くないことから、受託圃場の集積においては問題を残している。農地の賃貸での調整では、機械銀行が市役所と連携を取って、

第7表 借入水田（利用権設定）の分散状態

(単位：％、筆)

受託者	A	B	C	D	E	F	G
受託 地域 (ha)	2～5	10～15	20～25	2～5		5～10	10～15
中之郷町		4	0.4				
高橋町	9		3		6		
上青野町	41	7	36		9		
下青野町	13	13	8				1
合歓木町	23		2		90		7
土井町		22	4			9	
在家町		13	1				1
井内町							
野畑町		5				17	
下和田町		3				43	
福桶町							36
上三ツ木町				88			6
下三ツ木町							24
安藤町							
中島町							8
中島中町							
坂左右町		16	0.4			4	
国正町	14	3	4			16	3
中村町			6			0.5	3
正名町							
定国町		7					
福岡町		3	35	12		11	22
上地町		3	1				
計（面積）	100	100	100	100	100	100	100
筆数	33	120	291	33	55	107	140

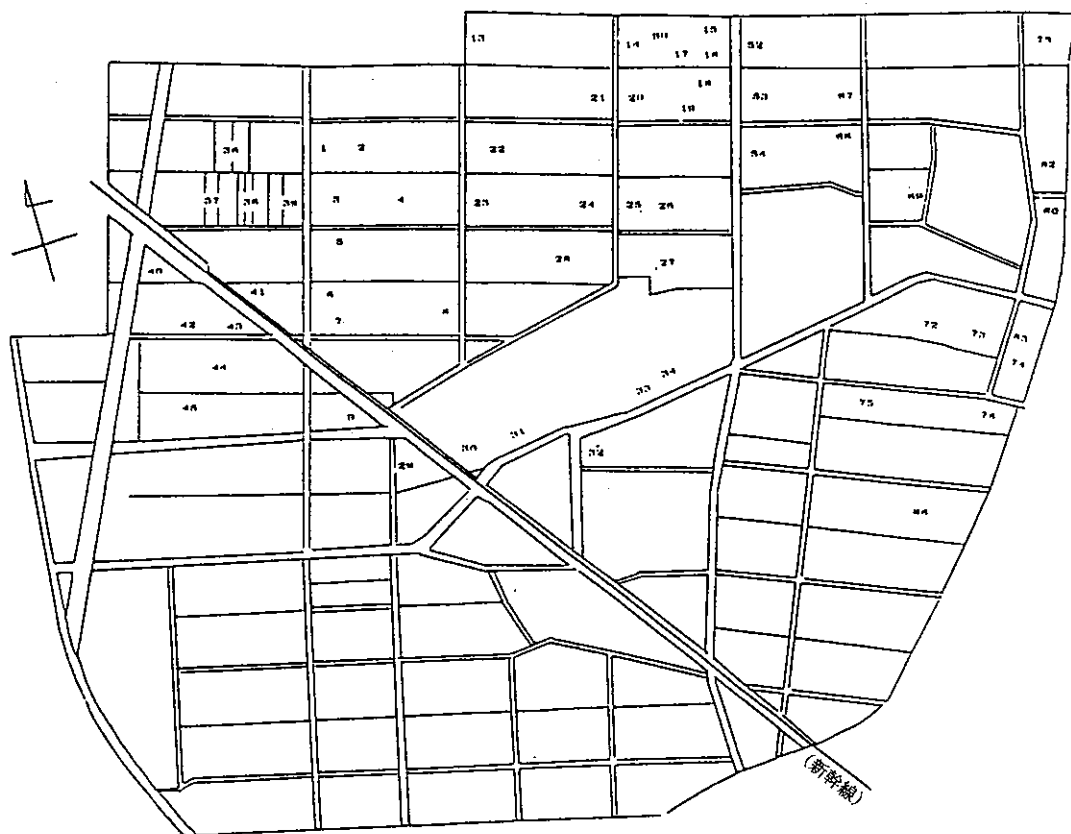
注(1) 岡崎市役所資料等による。

(2) haは借入規模、1筆当たり820㎡である。

(3) 受託者番号は本表限り、太線で囲った実績町名が居住地域。

農地利用権貸借の窓口となってきたし⁽⁵⁾、さらに平成3年5月の第43回通常総代会には「農地保有合理化促進事業実施規程」を実施するための定款の変更の議案が提案され、農

協による農地の保有合理化事業が実施出来るようになった。今後、農地の面的集積においても十分に機能することが期待されている。



第2図 受託部会員の自作地、経営受託圃場の分散事例
(平成4年現在)

注. 事例農家の受託圃場の一部である。

5. 農地利用の地域的組織化 ― 昭和60年代

(1) 集団転作の開始

六ツ美地域は、矢作川の沖積平坦地で底湿地であることから排水不良で、稲作以外の栽培が困難で転作は個別農家によるバラ転作によって実施されてきた。したがって主に農協への保全管理によったり、他用途米での転作であった。集団転作前の状態は個別のバラ転作でしかも「大豆18ha、小麦38ha、青刈水稻27ha、野菜21ha等であり、保全管理水田が83haもある」⁽⁶⁾と言う状態であった。

62年度からの「水田農業確立対策（前期）」によって行政側では「岡崎市水田農業確立対策推進協議会」を62年2月に組織した。委員は市農協組合長、市農業委員長、農業生産組合の地区代表、農業者の地区代表等18名によって構成された。他方、農協側でも「水田合理化推進協議会」を組織して、各集落の組合長、婦人部、受託部会役員等50名によって構成した。そして62年度から集団転作を開始することになり、六ツ美地域では15集落で開始した（第8表）。

そしてその後、集団転作面積は63年度120ha、平成元年度227ha、3年度252haと急速に拡大した。実施集落数も平成2年度には市街地で団地化出来ない集落を除いた29集落で実施されるまでになった。麦跡大豆は反収が低く、収益性に欠けることから条件の良い圃場での栽培に限られ、平成3年度でも110haと4割程度に止まった。

岡崎市の転作の割り当ては、「地縁的なまとまりのある集落を最小単位とし、ブロックローテーション方式による団地転作および生産組織の実状により設定」する地区すなわち166地区（全市域199集落）を単位としている。六ツ美地域は、行政上は42集落から形成されているが、地縁の関係から33の転作地区に統合されている（第9表参照、401と402、407と408、431～438の集落がそれぞれ統合）。そ

して団地化率は市街地のゼロの4地区以外は50%台が1、60%台が2、70%台が1、80%台が5、90%台が17、100%が3地区と高い。

地区（集落）ごとに割り当てられた転作面積は、話し合いによって団地を決め（コシヒカリ団地も同時に決定）、その作業を六ツ美農協支店が一括して受託し、それを受託部会に一括して再委託している。現在は多くの集落において3年周期のブロックローテーション方式を実施している。

(2) 農協営農受託部会員による転作団地の受託体制

部会員の転作団地の分担は、初年目の62年度は機械装備などに合わせて北部グループ（5人）、中部グループ（5人）、南部グループ（6人）の3グループ体制による3地域体制を取った（前掲第1図）。これは、農家の機械を持ち寄る必要があったこと、麦作経験者が少なく（6人）各グループに経験者を配置する必要があったことなどからであった。そして麦の作付面積を、当初の計画では1グループ40ha $\times$ 3＝120haとした。

栽培技術が身につくとともに5人では多すぎてグループの運営がしにくいことから63年度には同じ集落内とか隣接する集落の農家のしかも2～3人のグループに再編しなおし、2人 $\times$ 3グループと3人 $\times$ 1グループ、それに個人の7人とした。そして平成3年度には3人のグループが解散して個人受託となり、グループは2人 $\times$ 3グループのみとなり、個人受託が10人となった。それぞれの受託団地は農協と受託部会内で話し合って第3図のように分担している⁽⁷⁾。麦の品種は農林61号とはつほこむぎ、大豆はフクユタカである。

麦・大豆用の汎用型コンバインが受託部会に補助事業によって4台導入されたが、利用の便を図るために管理責任者を決めて分散させて配置してある（①、②、⑦、⑩）。いず

第8表 集団転作の開始と拡大
(六ツ美地域)

	転作麦面積	実施集落数	麦跡大豆面積
昭和62年度	(集団転作開始)	15集落	
63	120 ha		
平成元年度	227 ha		約 84 ha (65 ha)
2	219 ha	29集落	118 ha (70 ha)
3	252 ha		110 ha

注(1) 愛知県岡崎農業改良普及所『農業改良普及指導計画』、
『普及活動の実態』の各年度版、日本農業賞推薦書、市役
所資料等より作成。

(2) 集落数は39、麦跡大豆の()は収穫面積。

第9表 集落別の集団転作団地面積
(六ツ美地域、平成4年2月現在)

(単位：㎡、%)

地 区	転作面積	団地加算	(%)	地 区	転作面積	団地加算	(%)
401 上 地	117,679	59,074	50	420 在 家	113,471	109,950	96
403 土呂東部	5,419	000	0	421 本 郷	16,905	13,592	80
404 土呂西部	17,097	13,016	76	422 下 青 野	115,054	108,784	94
405 高 須	48,242	42,708	88	423 高 橋	62,108	62,108	100
406 永 井	56,926	56,926	100	424 上合畝木	58,766	55,418	94
407 萱 園	212,520	211,900	99	425 下合畝木	136,721	123,737	90
409 上 和 田	10,300	000	0	426 福 桶	175,876	173,141	98
410 宮 地	7,277	000	0	427 坂 左 右	72,781	66,404	91
411 井 内	44,284	41,143	99	428 上三ツ木	135,427	120,812	89
412 法 性 寺	43,004	27,005	62	429 下三ツ木	112,655	110,919	98
413 牧 御 堂	20,004	13,095	65	430 安 藤	51,740	51,740	100
414 赤 浜	27,901	000	0	431 中 島	189,438	173,124	91
415 中 之 郷	135,414	129,856	95	439 正 名	108,736	105,607	97
416 土 井	141,941	133,134	93	440 定 国	39,731	34,321	86
417 下 和 田	105,154	88,457	84	441 中 村	81,907	80,003	97
418 野 畑	64,861	60,286	92	442 国 正	44,118	39,938	90
419 上 青 野	235,259	229,894	97	33地区、42集落	2,808,716	2,536,092	90

注(1) 岡崎市役所等の資料より作成。

(2) 転作での集落数は42であり、12集落が統合されて3地区となり、全体では33地区。
農業センサス(集落カード)の集落数は31であり、聞き取り等では39集落とされている。



第3図 営農受託部会員の転作団地の地域分担
(平成4年現在)

- 注(1) 聞き取り調査による。農家番号は本図限りである。
 (2) →印のない受託者は居住集落を分担している。

れのコンバインも営農受託部会員に限って申し込み順による利用調整をしている。しかし4台では少ないことから個人の自脱型コンバイン、汎用型コンバイン（2台、③、⑤）が利用されており、刈り取り期間は1週間～10日間程度であるが、現在の総台数ではほぼ可能となっている。

収穫前に刈り取り日程を決める会議を持ち、利用調整をしている。刈り取り利用料は10a当たり6,000円である。麦は六ツ美地域で総収穫量が約600tで、1人当たりでは30～40t、粗収益では500～800万円となっているが、麦跡の大豆は受託者の個人別の作付であることから、作付面積に大小があるとともに粗収益も50～200万円とかなりの幅があるとともに少ない。麦の受託によって営農受託部会員に力がつくとともに部会員間での力がほぼ似通ってきたことが評価されている。

6. コシヒカリ団地の形成と地域的な農地利用体制の整備

昭和60年代に入ると銘柄米への関心が急速に高まり、昭和63年度には受託部会員が集中している上青野集落でコシヒカリ団地2.3haが形成され、栽培が開始された（第10表）。平成元年度には7haにまで拡大し、他集落の農家にも関心が持たれるようになり、また、普及所等によってコシヒカリ団地の形成の推進が図られたことから栽培希望集落数が急増して、平成3年度には10集落、100ha（10団地）にまで拡大した。

しかし、①農協の育苗施設能力、カントリ－エレベーターの運営との調整の問題、②早生種（田植え5月1日、稲刈り9月5日）としての水利関係による団地栽培の必要、③転作の地域ブロックローテーションとの関係など、農協の施設と地域的な農地利用関係、水利関係に制約されて、現在のところ100ha程度に止まっている。

第10表 コシヒカリ団地の形成と拡大

（単位：ha）

年 度	コシヒカリ団地規模	実施集落数
昭和63年度	2.3ha団地形成	上青野集落、20戸
昭和元年度	7 ha団地	上青野集落
2	70 ha	8集落、8団地
3	100 ha	10集落、10団地

注：愛知県岡崎農業改良普及所『農業改良普及指導計画』、『普及活動の実態』の各年度版より作成。

この地域は早生の「日本晴」（安城市に在った愛知県農業試験場で育種）が作付品種の中心で、昭和63年までは農協の対応も100%が政府米で、このコシヒカリ等の栽培によって約20%が自主流通米となった（日本農業賞推薦書）。戦国時代を迎えている米生産において、“うまい米”、“売れる米”の銘柄米産地として生き残るために品種の切り替えが図られつつある。

個々の農家の水稻栽培品種の決定は、日本晴、黄金晴については農家の個人的な選択によって可能であるが、コシヒカリは早生種として水利の関係で団地による栽培が必要とされており、しかも集団転作とも関連して、水系を配慮した栽培団地が集落の話し合いによって決められている。地域的な農地利用の関係の下に栽培品種、地域の農地利用の関係が決められているのである。

おわりに

岡崎市は、自動車関係を中心とした西三河内陸工業地帯の中核都市として、戦後著しく発展してきた。六ツ美地域は、同市の南西部に位置しており、矢作川の左岸に広がる水田地帯であり、その農業は都市近郊型農業とし

て大きく変貌してきた。そして現在はさらにその再編整備期にきており、今までの検討結果を箇条書きにしてみると次のようになる。

①個別展開によって形成されてきた六ツ美地域の受託者は、「一匹狼」的に形成され、それが農協によって組織化されてきたが、現在は後継者への交代期にきている。それとともに、地域の農業生産体制の再編期にもきており、担い手の問題は地域の問題として解決を図ることが求められている。六ツ美地域全体を、農協を核とした地域農業生産体制へと再編・組織化する段階にきていると言える。

②稲作の受委託関係の調整を含めて、地域的な農地利用の関係の形成、推進をより一層図って行くことが求められており、農業機械銀行のような集落を越えた広域的な生産活動の組織化とその活動の強化が求められている。それは単に農業機械銀行、営農受託部会の活動の強化と言うだけではなく、「広域地域営農振興システム」の形成と確立を図る活動の一環として推進することが求められている⁽⁸⁾。

③転作とともに稲作部門を含めた地域的土地利用体制を基盤とした地域農業生産体制の整備が求められており、農協の施設関係の充実と受託者の組織化等、農協による地域農業生産体制の整備が望まれている。銘柄米の産地として生き残るためには、農協の施設関係の整備・充実と地域的な農地の利用体制の整備、受託者の組織化が求められており、特に、農協の施設関係を頂点としたピラミッド型の近代的な地域農業生産体制の整備とそれによる受託体制の整備とが望まれている⁽⁹⁾。

以上のように、農業機械・施設の整備・充実、受託者の確保、農地利用のそれぞれの面において組織化が図られてきたが、現在では、それら3者を再統合して新たな地域農業生産体制として整備することが求められており、その時期にきていると言える。広域的に分散している農作業、農業経営の受委託関係を再

調整するとともに地域的な農地利用体制を整備して、集落を基盤としながらもさらに広域的な農業生産のシステム化を、農協を核にしながら推進することが課題となってきたと言える⁽¹⁰⁾。

(村 松 功 巳)

注(1) 岡崎市東部農協地域の受委託関係については、西尾敏男『岡崎市東部農協の受託体制の現状と改善対策』（愛知経済連、昭和59年3月）参照。なお、受委託関係を「耕脈」として整理・検討している、同『東海地方における担い手の育成と農地の流動化・集積——地域農政の新しい展開を目指して——』（東海農政局企画調整室、平成4年6月）も参照。

愛知県における稲作の技術、経済の総合的研究としては、愛知の稲編さん会『愛知県の稲——水田農業の移り変わり——』（平成3年3月）参照。

(2) 西尾敏男『農業生産組織を考える』（家の光協会、昭和50年1月）および六ツ美地域の集団栽培、共同防除については、農政調査委員会『日本の農業——1 水稻の集団栽培』（昭和36年8月）参照。

(3) 愛知県農業機械技能者協会については、拙稿「農協の農作業受委託と受託集団——愛知県の事例——」（全中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『農機・組織効率利用情報』No. 25、昭和60年6月）および愛知県農業機械技能者協会『会報』の各号参照。

(4) 「農地の集積で小麦・大豆・米の輪作体系の確立」（全中・日本放送協会『あすをひらく——第20回日本農業賞の記録』、平成3年4月）参照。

(5)(6) 愛知県農業水産部『農業機械銀行関係事業の実施状況』（昭和59年11月）19頁と21頁より。

(7) 六ツ美地域に隣接する西尾市三和地区の同様の集団転作団地の受託関係については、拙稿「農業生産の地域的組織化の新動向」（全

中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『同上』No.46、平成3年3月)、西尾敏男『(上記注1)』(東海農政局企画調整室)の西尾市三和地区(83~130頁)参照。

- (8) 隣接する幸田町の農協による地域的な農地利用体制の形成については、拙稿「農業機械銀行方式による地域的な農地利用体制の形成 — 愛知県幸田町 — 」(全中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『同上』No.51、平成4年10月)参照。
- (9) ピラミッド型の近代的な地域農業生産の組

織化については、拙稿「農業生産の“近代的”地域組織化 — 愛知県安城市 — 」(全中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『同上』No.49、平成4年2月)参照。

- (10) 本稿は、拙稿「兼業深化地帯における受託者形成と農地利用の地域的組織化 — 愛知県岡崎市六ツ美地域 — 」(全中営農生活部・全国農業機械銀行連絡協議会『同上』No.52、平成5年1月)を要約的に再整理し、一部加筆、補正したものである。詳しくは同稿参照。